一般社団法人　日本専門看護師協議会　代表理事選定に関する細則

（目的）
第1条　この細則は,一般社団法人日本専門看護師協議会定款第５章役員第22条の規定に基づく,代表理事の選定に関し必要な事項を定めるものである.

（理事会の開催）
第２条　理事は，社員（評議員）総会後に理事会を開催する.

（代表理事の選定）
第３条　理事の中から，代表理事を互選する.

（副代表理事の選定）
第４条　理事の中から、副代表理事を互選する.

（選定規程の変更）
第５条　この選定規程は，理事会の議を経，社員（評議員）総会の承認を得なければ変更することができない.

（附則）この選定規程は，平成３０年９月１９日から施行する.